

## 学校法人渡辺学園 役員の報酬等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人渡辺学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第38条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、寄附行為第6条に定める者をいう。
- (2) 常勤の役員とは、寄附行為第7条第1項第1号に規定する理事及び第9条第4項に規定する常務理事のことをいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 理事とは、寄附行為第7条第1項第1号から第7号に掲げる者をいう。
- (5) 理事長とは、寄附行為第9条第1項に基づき理事の互選により選出された者をいう。
- (6) 役員の報酬とは、月額報酬、一時金報酬、退任報酬その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には学校法人渡辺学園給与規程に基づくものを含まない。
- (7) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (理事長の月額報酬)

第3条 理事長の当初就任期（再任の場合を除く。以下同じ。）の月額報酬は、当分の間平成13年度国家公務員の指定職俸給表第7号俸の額とし、任期（3年）中においては号俸の昇給は行わない。

2 再任された理事長は、前任期の号俸の1号俸上位の号俸の額に昇給するものとする。ただし、第10号俸の額をもって上限とする。

### (報酬等の支給)

第4条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長及び常勤の役員 月額報酬、一時金報酬、退任報酬
- (2) 非常勤の役員 月額報酬

2 非常勤の役員で特に功労があったと思われる者には任期满了時において功労金を支給することができる。

### (報酬等の額の算定方法)

第5条 理事長及び常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 常勤の役員の月額報酬 別表第1に定める額  
ただし、特別な業務を担当する役員については、別途理事会の決定により月額報酬を支給する。
- (2) 一時金報酬 別表第2に定める額

(3) 退任報酬 別表第3に定める額

2 非常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(1) 月額報酬 別表第1に定める額

(2) 功労金 別表第4に定める額

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長及び常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 月額報酬 各任期の所定就任日から1か月経過日前日までを第1か月目として計算し、各当該月分を学校法人渡辺学園給与規程第4条第2項に準じて支給する。

(2) 一時金報酬 支給日に在任している場合、6月期及び12月期にそれぞれ半額ずつ支給する。

(3) 退任報酬 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 任期の途中で退任、又は解任された場合の報酬額については、在職月数によるものとし、在職最終月がひと月に満たない場合は、その日数が当該月の2分の1未満のときは切り捨て、2分の1以上のときは切り上げて、月割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 別表第 2 の理事長及び常勤の役員の一部金報酬は平成 18 年度から支給していないが、当面の間これを続ける。

附 則

この改正規程は、令和 4 年 7 月 12 日から施行し、令和 4 年 9 月 27 日から適用する。

別表第 1 (月額報酬)

	金額 (月額)
理事長を除く常勤の役員	95,000 円
非常勤の役員	85,000 円
特別な業務を担当する役員	理事会の決定により別途支給

別表第 2 (一時金報酬)

	金額 (年額)
理事長	1,000,000 円
理事長を除く常勤の役員	600,000 円
特別な業務を担当する役員	月額報酬 (別途支給) の 2 か月分

別表第 3 (退任報酬)

	金額 (月額)
理事長	500,000 円
理事長を除く常勤の役員	400,000 円

別表第 4 (功労金)

	金額 (月額)
非常勤の役員	450,000 円